

法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成20年9月16日（火）9：30～11：00
2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 議題：新司法試験の選択科目、予備試験の制度設計、刑事系科目の法科大学院向け教材の公表等について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、安念委員、阿部専門委員、鈴木参考人
【法務省】大臣官房 人事課 課付 山口 久枝 氏
大臣官房 司法法制部 参事官 佐々木 宗啓 氏
部 付 野原 一郎 氏
法務総合研究所 総務企画部 部 付 田代 英明 氏

5. 議事

○福井主査 それでは、ただいまから「法務・資格TF」を開催させていただきます。

本日は、法務省より「新司法試験の選択科目、予備試験の制度設計、刑事系科目の法科大学院向け教材の公表等について」のお話を伺いたいと思います。

冒頭、15分程度お話をいただき、その後、質疑応答とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐々木参事官 それでは、毎度法務省の方からは、司法法制部と人事課と法務総合研究所の方でお答えに上がらせていただいております。初めの御説明は、司法法制部の私、佐々木の方からさせていただきます。

私の方は、司法試験関係のところを先にやらさせていただきます。今日の選択科目の選択追加に関してもそうなんですけれども、ようやく3回の実施が終わりまして、結果の発表ということになりました。その概要みたいなものを少し御説明させていただきますと、受験者が6,261人ありましたところ、合格が2,065人ということでありました。だんだんと合格率が下がってきているという形になっております。

その中で、法科大学院別に見ますと、かなりのパフォーマンスを得ているところと、逆で、どうしてこういう状況なのかということと分極化しつつあるようにも思われます。

そういう状況で3回目が終わりましたので、いよいよ現行の選択科目について、本当に見直し作業をしなければいけない時期に入ったということになります。

そこで、前回、御会議の方から御質問の一覧表をいただいておりますのですが、時間が足らずになかなか資料が集まっていないということで、誠に申しわけないのですが、どういう状況かということをご隠すことなく、正直に申し上げさせていただきますと存じます。

まず「I. 新司法試験の選択科目に関する事項」のヒアリング事項の御質問の1つ目、講座開設状況等につきましては、過去に選択科目を選択した際に、どういう講座開設状況であったかという資料があるにすぎないということであり、この講座開設状況あるいは受講者等につきましては、早急に74校に問い合わせをしたいと考えてございます。

2 番目の司法試験における選択科目ごとの合格率については、資料を配った方がいいですね。これを全部いちいち読んでいるのは。

○福井主査 ポイントだけ教えてください。

○佐々木参事官 ポイントということでありましたら、例えば平成 18 年で見ましたら、合格率でございますけれども、高いところは 52.2%、低いところは 39.1%。19 年になりますと、高いところで 43.5%、低いところで 32.3%。今年の 20 年でございますけれども、高いところで 36.0%、低いところで 29.4%ということになっております。

○福井主査 途中で恐縮ですけれども、これは大体毎年傾向が変わらないようにも見えるのですが、実際の点数の勘案の仕方はどのようになさるのですか。素点ですか。あるいは偏差値ですか。

○佐々木参事官 これは偏差値で、科目間の差異がなくなるような調整をしております。

○福井主査 各科目ごとに偏差値を出して、その偏差値による合否判定ですか。

○佐々木参事官 はい。ただ、その前提として、一定の素点を切っている者につきましては、これは絶対的にだめだったということで排除するという形をとっております。

○福井主査 偏差値に直す場合は、人数が少ないと非常に偏差値の信頼性が損なわれるのですね。そうすると、この 40 人ぐらいの受験者の科目と 400 人ぐらいの受検者の科目ですと、偏差値に仮に直してもばらつきの補正が難しいかもしれませんね。

○佐々木参事官 そういう御指摘はごもっともだと思うんですけれども、これを本当に素点だけでやると、自分の科目に誘導したいがために簡単に点数をつけてしまうとか。

○福井主査 採点者が甘くなるということですね。

○佐々木参事官 はい。そういう弊害もないとは考えられませんので、次善の方向ということで御理解いただければと思います。

○福井主査 選択科目以外の成績、端的に言うと、こういう問題意識になりますが、選択科目以外の、言わば主要基本科目に関する成績が仮に何らかの基準によって同一だとした場合に、同じような基本科目の点数をとれる方が選択科目の差異によって合否にどれぐらい影響が出ているのかというような分析はできませんか。

すなわち、基本科目の成績が一定である方の母集団の中で、仮に選択科目でどの科目をとったことによって合否に関する有利、不利が出ているということがあり得るのがどうかという趣旨です。

○佐々木参事官 その辺はまだ調査したことがございませぬし、果たしてそれでうまくいくのかというのもよくわからないので。

○福井主査 検討いただけますか。

○佐々木参事官 そこをどうするかということは内部で検討させていただきたいと思います。

○福井主査 要するに、選択科目の選択の結果に伴う有利、不利は基本的にはない方がいいということは当然のことだと思います。そういう観点からの統計的な検証はいろんなやり方でできると思いますので、工夫していただきたいと思います。

○佐々木参事官 次善の方向として、偏差値調整をかけていますし、絶対的なものは、一定の点数を切った者は評価対象外ということにしておりますので、制度設計としてこれ以上精緻化するとい

うことになる。

○福井主査 いや、設計というよりも事実の確認として、今のような趣旨の集計なりについても工夫いただきたいのです。

○佐々木参事官 工夫をして検討させていただきたいと思います。

次に、3番目の御質問になりましょうか。選択科目ごとに、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化ということの問題でございますが、これらは選択科目として選定される一考慮要素でありまして、これらやその他の要素が総合的に判断されたもので、個々の科目について個々の要素を取り上げて御説明できる正確なものではないように考えてございます。

なお、選択科目の出題範囲はサンプル問題の公表や司法試験要綱分の登載法令の公表を通じて示しているところでありまして、それらで示された出題範囲から出題されているということで御理解いただければと存じます。

4番目の質問ですけれども、出題問題ごとの確立した体系ないし標準との対応関係、教科書等との対応関係ということでございますが、この問題は非常に微妙でありまして、個々の問題につきまして、司法試験委員会の事務局をやっている法務省が教科書などとの対応関係に言及するということは非常に妥当でないというか、適切性を欠いているということで、具体的な言及は差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、出題の趣旨については公表されていますので、それを基に我々が申すのではなくて、出題趣旨を見た教員や学生において教科書との対応関係について考えていただければと存じます。これは司法試験の考查対象の科目になっている教科書を書いておられる先生からすると、よくわかっていただけると思うんです。だれだれ先生のだれだれの教科書と対応をこうしていますなどと言ってしまうと問題ですし、作業としても、例えば、お話しするといたしましても、例えば憲法で今年の問題は表現の自由でありますから、全教科書何ページ、何ページということ挙げなければ。

○福井主査 別にページ数まではいいですけども、どこかで言及されている、ないしは標準的な体系を勉強してあれば答えられるということについて説明できないはずはないと思います。

○佐々木参事官 そこでどの教科書を選んで説明するのかとか非常に問題があると思いますので。

○福井主査 それは少なくとも我々に説明できない理由にはなり得ませんから。

○佐々木参事官 それは主査の方はそうお考えかもしれないんですが、例えば安念委員、それが現実的な問題だとお考えなのか。

○安念委員 そうですね。

○佐々木参事官 基本科目で基本的な論点を出していると、あらゆる基本書に言及されてきて、それが、それぞれ過不足がどうなっているなどという一覧表をつくるような作業となりますと。

○福井主査 基本な論点は結構です。だれもが知っているようなことであれば。しかし、少なくとも、どの程度標準化された体系のどの部分をとっているのかということについて説明ができないのであれば、そういう問題は出題すべきでない判断せざるを得ないです。

もう一つ、先ほど3番のところ、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化がなされているかどうかは個別科目ごとに答えられないというような趣旨のことをおっしゃったと思いますが、そ

れは全く間違った見解だと思います。

個別科目ごとに範囲の体系性、明確性あるいは標準化といったことを、少なくともほかの要素と合わせて後で総合勘案することはあり得べしとしても、ある科目についてどの程度この基準が満たされているのかということについて教えていただかないと、閣議決定を守っていただいているのかどうかを判断しようがない。したがって、個別ごとにお聞きしないとまずいということを念のためくぎを刺しておきます。先ほどのような御見解は、我々としては閣議決定の解釈あるいは運用の誤りだと申し上げざるを得ませんので、御留意ください。

○佐々木参事官 次は5番になりますけれども、5番の(1)～(3)までにつきまして、現時点ではどの項目についても資料は存在しておりません。

6番目の話ですけれども、以上の追加・削除基準以外の、更にほかの公的に決定された選択科目に関する基準の存否ということにつきましては、何度も申し上げておりますが、司法試験法と司法試験委員会の答申と、御会議の答申を受けた閣議決定と、この3種類以外には、公的な決定というものはないということで御理解いただいてよいかと思います。

7番目ですけれども、選択科目については、この科目を追加してくれとかこの科目を下げてくれという具体的な要望書の提出等があった場合には、直ちに司法試験委員会に報告してきたところではありますが、今回、3回程度の実施が終わりましたことから、近々、法務大臣からこの規制に関する諮問が予想されるという状況になっております。

したがいまして、事務局から現司法試験委員に対して、従前の選択科目選定に関する資料を示して御説明を行っているところでございます。

○福井主査 現在は何をやっておられるのですか。

○佐々木参事官 現在は、資料を示して御説明をしたところでありまして、法務大臣からの諮問をお待ち申し上げているということです。

○福井主査 資料というのは、だれにどういう資料を示されたのですか。

○山口課付 現司法試験委員に、従前選択科目が選定された際の経緯に関する資料を示しました。どのような時期に諮問がなされ、どのような経緯を経て答申がなされたという関係資料がございませぬ。その間には、パブリック・コメント等を実施しておりますし、法科大学院の科目の設置状況等も調査しておりますので、その関係資料を説明してお示ししたということです。

○福井主査 同じ資料とどういう議論があったかについて、当会議にも御報告いただけませんか。

○山口課付 どのような資料をお示ししたかということについては、こちらの方にお示しできると考えております。

○福井主査 本来、そういうことは本日お示しいただくべきものだと思いますので、後からというのは、今日のヒアリングの趣旨にそぐわないことです。今後こういうことがないようにしていただきたいと思います。

○山口課付 ただ、現時点では、大臣からの諮問というのはございませぬので、現司法試験委員に対しましては、そういう諮問が見込まれるという趣旨で御説明したにとどまるところでございます。

○福井主査 それは、私どもに説明しない理由にはなり得ませんので、そういう御見解は改めてい

ただきたい。

○佐々木参事官 前回の司法試験委員会からまだ間が経っておりませんので、こちらに持ってくるのがばたばたして失念していたということで、おわび申し上げます。

○福井主査 続きをお願いします。

○佐々木参事官 次は予備試験の制度設計の話になると思います。

そこで、基本的な取組み方針や考え方等についてどんなようなことを考えているのかということでございますけれども、予備試験というのは、法科大学院修了程度の学識能力があるかどうかをはかる試験でございますので、そのような能力を適正にはかることのできる試験の在り方を検討していくという一般的なものが確認されて、これから具体的な議論に入って、具体的な設計をしていくという形になっていくという段階でして、まだ何がどのように進んだという形は御報告できないと思います。

ただ、御会議が一番関心をお持ちになっています法科大学院ルートと、そうでない予備試験ルートで司法試験を受けるという両グループの合格率の均衡に関しましては、きちっとどういうふうにするか慎重にかつ真剣に検討しながらやっていきたいと思っております。

合格率の均衡に関連して、これを保つための1つの方向としては、実際に法科大学院を修了した修了生の水準をわかっている法科大学の教員に問題作成等の業務を行う考査委員をやっていただくということなどが考えられると考えてございます。

また、予備試験合格者が新司法試験でどのような結果になるかを見定めつつ、その結果を翌年の予備試験合格者の判定に活かすなどの方法も、逐一修正としてかけていかなければというような程度を現在考えてございます。

2番目の御質問になりますけれども、予備試験の検討につきましては、平成20年、今年の2月から司法試験委員会で開始しておりまして、現在、新たに試験科目となる一般教養と法律実務基礎科目について重点的に検討を行うため、これらの科目の在り方について意見を聞くメンバーを指名したところであります。

これらのメンバーは一般教養、法律実務基礎科目の民事系とそれの刑事系で、3つのグループに分かれて検討を行っているところであります。

また、各法科大学院から、法律実務基礎科目の内容や試験の実施の有無、内容等について情報提供を受け、それらの内容の検討を行っているところでもあります。

今後の具体的なスケジュールは判明しておりませんが、予備試験の受験者に適切に情報提供するという観点からも、適切な時期に検討結果を出していく必要があると考えております。

なお、予備試験を23年に実施した場合、その合格者は技術的な問題から24年の新司法試験を受験するということになります。

「Ⅲ．刑事系科目の法科大学院向け教材の公表について」については、法総研（法務総合研究所）の方から御説明を申し上げたいと思っております。

○田代部付 法総研から教材の件について御説明をしたいと思っておりますけれども、まず、御質問事項に関して御回答させていただきます。具体的な検討体制についてですが、法務総合研究所の総務企

画部内において、具体的に検討をしております。

具体的には、総務企画部に検事が2名配置されておりますので、その2名が中心となって検討しております。その後、勿論、法務本省の関係部局とも相談した上で、内容については決定していきたいと思っております。

検討状況ですが、現在、2つの教材について公開のための作業に入っております。

課題等ですが、課題については、公表するに当たってはわかりやすく、使いやすい内容にするためにはどのようにすればいいのか等について検討している状況です。

公表時期の見通しにつきましては、平成21年度の早い時期に公表をしたいと考えております。

以上です。

○福井主査 ありがとうございます。御説明は以上ですか。

○佐々木参事官 それから、追加で2点ございまして、1つが先ほど要望書という話をいたしました。現時点で要望書が出ているのは、法と経済学の関係だけで、そのほかは出ていないようでございます。

もう一点が、前回のヒアリングでADR関係の御説明をした後に、もう一点、どういうふうに法務省は考えているかという御質問を受けた点がございまして、認証の基準として、手続実施者が弁護士でない場合において、民間紛争解決手続の実施に当たって、法令の解釈適用に関して専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めることになっているのですが、その助言を受けるべき場合に当たるかどうかについて、誰が判断するのかというお尋ねがありました。

これにつきましては、ずっと理解するのは難しいかもしれないんですが、法第6条第5号に規定する法令の解釈適用に関し、専門的知識を必要とするときに該当するか否かは、手続実施者において問題となる事項の性質、内容等に応じて客観的に判断すべきものであるということです。

○福井主査 手続実施者が主語ですね。

○佐々木参事官 それが主語で、ただし、自分の主観ではなくて。

○福井主査 勝手にやっているとわけではなくて、法令の解釈に即してやってくださいということですね。

○佐々木参事官 主観的な判断に陥ることがないように、認証事業者は業務の実施方法、手続実施の指針等において、弁護士でない手続実施者が弁護士の助言を受けるべき場合に該当するかどうかを適切に判断することができるような基準や判断の手順を定めておくことが必要です。

○福井主査 それは、認証基準になっているのですか。

○佐々木参事官 認証基準というか、法務省のガイドラインでそういうことを定めてございます。

○福井主査 確認ですが、それは弁護士会や弁護士が判断するものではないと理解していいですね。

○佐々木参事官 今、申し上げたとおり、実施している手続実施者がその場におけるわけで、あらかじめ定められた判断の基準や手順を踏まえることなく、助言弁護士だとか外部者である弁護士会に直ちに判断を仰ぐなどというのではなくて、あらかじめいろんなケースを。

○福井主査 客観的にガイドラインに決めておくべきものだという事ですか。

○佐々木参事官 はい。それに従って判断をすべきものであってということでございます。

○福井主査 わかりました。それでしたら、誠にリーズナブルな解釈ですが、私どもが仄聞しているところによりますと、各種士業団体のADRの認証候補機関などが、ある領域や事項についてこれはADR対象になる、ならないというようなことを議論したり、あるいはなるであろう、あるいはどういう場合に専門的知識が要るであろうということについて、弁護士会が解釈について介入して、弁護士会の解釈どおりにADR対象を選ぶのでなかったら協力しない、といったような脅迫めいた交渉が行われているという訴えを幾つもの士業団体から聴取しておりまして、私どもは弁護士会にこういう法令の解釈、決定権があるとは全く思っておりませんので、それを確認したかったという趣旨でございます。

○佐々木参事官 そこも各認証申請団体が誤解しているのかどうかよくわからないんですが、申請するときに弁護士の助言を受けるための仕組みをつくらなければいけないと、そこは弁護士さんと一緒にもんでつくるということも十分あり得るんですけども、それとは離れて、認証後の実際の業務の中で、弁護士会が個々の業務の中身、案件の中に立ち入って解釈し、決定するというところまでをも求めるものではないので、そのような誤解をしているところがあれば法務省の方でも御説明させていただきたいと思います。

○福井主査 そうですね。それもあります。むしろ法令を所管する法務省から、日弁連なり関係の弁護士会に対して、ADR法の趣旨についてそれを逸脱するような、言わば法解釈の本来の姿と違うような運用を、弁護士会がまさか率先してとったりすることがないように、という強い御助言、御指導をされるということも非常に重要だと思います。

○佐々木参事官 助言、指導という権限があるわけではないと思いますので、必要に応じて周知させていただきます。

○福井主査 そうです。周知でも結構ですが、実際は法の趣旨にもとるような不当な圧力行為を受けたと士業団体が受け止めているような事例が散見されまして、本来適正な法運用を守るべき立場にある弁護士という専門資格者の団体にあるまじき言動があるとの報告が多々見られます。これについて、法務省はまさに法の番人として、各種士業団体、弁護士会を含む業界団体が、適正に法を運用するように、ということに特に留意いただきたいと思います。

○佐々木参事官 前回も申し上げましたように、士業団体も一応法律を専門に取り扱っているのに、そう簡単に日弁連に脅迫されたりだまされたり、こてんこてんとやられてしまうとはちょっと考えにくいのであります。

○福井主査 これも先般のお話、今のような御指摘はそうあってほしいと私どもも思います。いろいろ状況を調べると、佐々木参事官は違うと私どもは理解しておりますけれども、過去には法務省において、認証に当たっては弁護士会とよく相談をしてから持ってくるように、という、少なくとも口頭ベースの行政指導が幾つもの士業団体に対してなされていたということを私どもはお聞きしているのです。

そうすると、弁護士会と調整しなければ認証が受けられないと、まさに認証の責任機関である法務省がおっしゃっていたのだとすると、本来は誤解なのでしょうけれども、弁護士会に了解しても

らわない限り、とにかくADRができなくなると考えた士業団体としては、弁護士会がいかにも無理難題あるいは違法なことを要求したとしてもものまざるを得ない、という気の毒な誤解に基づく思い込み、気の毒な状況に陥ったということは想像に難くないわけです。くれぐれも、今後多分そういうことはないと思いますけれども、法務省の方からの、法解釈や法運用について誤解を招くような御発言は、厳に慎んでいただくことも非常に重要かと思っておりますので、御配慮をお願いしたいと思います。

○佐々木参事官 誤解を招くようなことはないように、今後ともさせていただきたいと存じます。以上で当方からの御説明を一応終わりにしたいと思います。

○福井主査 ありがとうございます。それでは、質疑とさせていただきます。

まず、選択科目ですけれども、先ほど、まだ現時点で情報や資料が存在しないと言われた項目については、現在それを存在させるように、あるいは収集するように、準備ないしは実施に着手していただいているという理解でよろしいですか。

○佐々木参事官 基本的には、司法試験委員会の御判断になると思うんですが、そこでの御判断もありますけれども、必要な適切なものについては調査をしていきたいと考えております。

○福井主査 その点ですが、この答申に基本的な基準があるわけですね。答申にある基準がまさにこの質問事項にも敷衍した形で挿入されているわけです。科目としての範囲の明確性や体系化、標準化の状況。これはまさに科目ごとに判断するとしか閣議決定の文言上も読めないわけでございます。先ほどおっしゃったように、それについて個別の科目ごとの判断がないというようなことはあり得ないと考えております。個別の科目ごとにどの程度範囲が明確化、体系化されているのか、あるいはそういう標準化された学術的体系が存在するのかどうかといったことについては、個別に成熟度も含めて教えていただかないと、閣議決定事項遵守の有無の判断ができないということは御理解いただけたらと思います。

また、「単に」という修飾語がありますが、法科大学院での講座数など、受検者の供給者の体制に係る要素ということは、それだけが重要ではないと言っているわけございまして、それを踏まえたうえで、しかし少なくとも講座数についてもできるだけ細かく教えていただく必要があると思います。

例えば1番にありますような講座開設状況、受講者・単位認定者数、講座担当教員の常勤・非常勤の区分といったことは、供給者の体制に係る要素そのものでございまして、こういったデータを教えていただいた上で、どれぐらいそれが法科大学院で取り入れられているのか、熟しているのかということをも判断していく必要があると思います。

実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮という文言もございまして、社会における法サービス需要に的確に答えるという文言もございまして、これらを考えていく上で、例えば先ほど議論になりましたが、4番の過去の出題問題ごとにどの程度体系や標準と対応しているのかも重要です。

更に5番の各項目にありますように、各科目に関連する裁判事件や法的紛争、法律相談あるいはADR等もですけれども、どの程度全国で関わりがある法的紛争が発生しているのか、シェアはど

うなのか、それらについて手がける弁護士や裁判官はどの程度社会に存在しているのか、こういったことは当然検証の必要があると考えております。

(2) にありますように、独自に試験科目とすることの必要性については、例えば司法試験段階でやっておかないといけないかどうかという点の判断は、多分試験科目全般について、選択であろうが必修であろうが、非常に重要なわけですから、実務家になってからの習得では適当ではないという理由があるのであれば、それについての理由は何か。あるいは必要に応じてその都度関連法令や判例等を検索して調べることではなぜ対応できないのか。こういったことも検証の個別に重要な要素です。

いずれにしても、この閣議決定の文言を検証する上で、この御質問事項に書かせていただいたようなことは、判断の要素として非常に貴重なデータでありますので、できるだけ丁寧に誠実にお調べいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○山口課付 勿論、閣議決定を遵守するというのは当然でございますけれども、それをさらに具体化した基準に関しましては、具体的にどのような基準を用いるか、どのような調査方法を用いるかというのは、今後、司法試験委員会で協議しながら判断される事項でございますので、今、この場でこの事項を必ずどういう形で出すということは、お約束はできないと考えております。

○福井主査 ちょっと待ってください。今、非常に妙なことをおっしゃいましたが、司法試験委員会が審議するとしても、司法試験委員会は法務大臣の諮問機関です。これは法務大臣として国民に対して約束されたことです。法務大臣が内閣の一員として、言わば公言されたことを前提として法務行政を行うのではないですか。実施に当たるのは司法試験委員会かもしれないけれども、内閣の一員として、自ら法務大臣が言明したことについては行政的責任を全うしていただく必要がある。

したがって、この基準に該当するかどうかを判断するのは内閣でありまして、司法試験委員会ではありません。そういう間違った理解は訂正していただきたいと思います。

○野原部付 申し上げたかったことは、答申とか閣議決定されていますように、例えばいただいた質問事項の5番で(1)(2)(3)と挙げておられますけれども、その5番の実務的な重要性、社会的な有用性・汎用性等を考慮しということについては、勿論、閣議決定されておりますし、それは当然考慮しなければいけないことですが、その実務的な重要性や社会的な有用性とか汎用性などを考慮するに当たって、どのような調査方法を用いるかとか、そういうことについては、今後検討してまいりたいと思います。

○福井主査 それは結構です。そういう趣旨であればいいのですが、私どもが申し上げたいのは、言わば社会的な有用性、汎用性と一言で言っても、では何を調べればその判断のうえでの有益な材料が得られるのか、ということについては、勿論幅があるわけです。少なくとも私どもがこういう、閣議決定基準を判断するに当たって、最低限普遍的に必要であろうというデータや資料項目については、ここに掲げたようなものであるはずですが。

したがって、勿論、一定の裁量があるということは私ども何ら否定するわけではございませんが、最終的に内閣として判断するに当たって、最低限こういった資料は極めて建設的なもののはずですから、それを踏まえて御検討いただきたいということを申し上げているわけです。

○佐々木参事官 前回御確認させていただいたように、3つの基準である法律、閣議決定、答申というのは抽象的な基準であると、それを具体化していく上で、有益と思われる観点を御質問事項ということで示唆いただいている。その示唆いただいたものを含めて、我々としてこれから検討していくということです。

○福井主査 そういうことであれば結構でございます。

○佐々木参事官 そうような趣旨で流れがいつているので。

○福井主査 別に一字一句これにこだわるわけではありませんが、少なくとも閣議決定事項基準の該当性を判断する上で、こういったデータをきちんと把握して斟酌されることは重要と思いますし、その点の基本的なスタンスにまさか異論があるはずもないと私どもは理解しているものですから御協力をいただければという趣旨です。

○佐々木参事官 それはこれも踏まえて考えさせてはいただきますけれども、中には例えば選択科目分野を手がける弁護士、裁判官の人数、地域分布とか。

○福井主査 わからないものはいいです。

○佐々木参事官 わからないものも調べようもないものも混ざっておりますし。

○福井主査 ただ、これは非常に特異な、例えば貸金を手がける人は、とか離婚を手がける人は、というのは意味のない質問でしょうけれども、例えば知的財産紛争を手がけられる弁護士や裁判官、あるいは行政事件を手がけられる方というとかかなり限定されるわけでございまして、そういう非常にシェアの高い事件なのか、非常にスペシャリスト的な必ずしもシェアは高くないけれども、高度な専門性がある事件なのかといったような、定性的な分析はできると思います。そういう趣旨にとらえていただければと思います。

○佐々木参事官 例えば、行政事件とかという類型で、新受件数の調査結果はあるので、そうすると、このぐらいの事件数、ボリュームはありますということは言えるんですが、地方などでは必ずしも専門の体制で裁判官が配置されているわけではなくて、民事もやる、家事もやる、何もやる何もやるということになって、だれでも携わるような形になっているので、これをやっている裁判官はだれかと言われても、なかなかそういうところはないという。

○福井主査 それは、勿論データの制約があると思いますので、可能な範囲、御無理のない範囲で結構でございます。

○佐々木参事官 具体化する基準の上で有益なものとお考えになるものを質問という形で御示唆いただいたということで、我々も御示唆いただいたものは持ち帰らせていただくということです。

○福井主査 前回は御指摘申し上げましたが、本来は、現に存在する既存選択科目については、この程度のことはもう少し早く調べておいていただきたかったと思います。2年ぐらい前に閣議決定の基本的考え方が出ていたわけですから、もう少し早く調べておいてしかるべきだったと私どもは考えますが、少なくとも、3回が終ったわけですから、遅れている既存の分の分析も含めて、大至急進めていただきたい。

少なくとも、私どもの年末答申までにはめどが立つように精力的に取り組んでいきたいと思いま

すので、よろしく申し上げます。

○佐々木参事官 可能な限り早くやりたいと思います。

○福井主査 よろしく申し上げます。予備試験ですが、先ほどまさに佐々木さんもおっしゃったように、私どもの一番の関心事は、予備試験ルートと法科大学院ルートの本番試験における合格率均衡基準です。これは大変難しいというか、ふたを開けてみないとわからない要素があるので、ある程度予測、推測に立たざるを得ない部分があって、大変難しい試みなわけです。

そうしますと、特に難しいのは第1回目でありまして、2回目以降は通し過ぎたとかあるいは絞り過ぎたかということの前年の問題の難易度等を参考にしてその年の予備試験制度設計に活かせるわけですがけれども、初回はねらったところにぴたり当てるということは神業でありまして、かなり難しいのですけれども、できるだけねらったところに近い合格率基準を満たす数値にするためには、相当な工夫が要るのです。その辺りについて、どういう工夫があるのかをきちんと考えていただきたいという趣旨です。どうお考えですか。

○佐々木参事官 そのところも一般論としては非常にごもつともなことでございますし、おかしな参入規制にならないような制度設計をしなければいけないということを十分踏まえて、今、委員に選んだ有識者の方々にきちっとした議論をしていただきたいということでもあります。

○福井主査 大まかに言えば、本番試験と予備試験とは科目の重なり方、科目の難易度あるいは見るべき能力のポイントは、どこが同じでどこが違うと考えればいいのですか。

○佐々木参事官 基本的には、教養科目が入っている点などが一番大きく違う点です。

○福井主査 教養科目というのは、法科大学院を出ていけば身についたはずであろう教養と同等の能力のチェックをするという意味ですか。

○佐々木参事官 法科大学院修了者が持っている程度の培われてきた教養。

○福井主査 法科大学院は卒業試験に教養試験とかがあるのですか。大学によるのですか。

○佐々木参事官 そもそも卒業試験という概念があるのかなのか、把握しておりませんが、おそらく単位を積み上げて取得できれば修了できるのではないかと思います。

○福井主査 閣議決定で前提とされているのは、本試験において公平な競争とするのが根源的に重要だということです。要するに法科大学院修了者と同等の能力があることの判定をするというのが予備試験の趣旨です。ということは、教養は別に結構ですけれども、それはあくまでも一般的な意味での教養、例えば公務員試験にあるような教養試験ということでは全くおかしいわけございまして、法科大学院を出た人が当然に備えている、言わば卒業認定を受けた法科大学院修了者が、端的に言えば、どんな下位の法科大学院の劣等生であったとしても卒業認定さえ受けていけば身につけている能力と同等の能力さえあればよいということです。教養についてもそれは同等でありまして、それより言わば高いハードルを課したら、法科大学院修了者と同等の教養ではない過剰な試験を課しているということになるのです。そこはどう理解されますか。

○佐々木参事官 そのところは、また難しゅうございまして、法科大学院 74 校個性があって、どこのレベルが法科大学院の修了者というところで、現実に。

○福井主査 それは、一番最低限です。当たり前です。要するに法科大学院修了者の、言わばだれ

もが備えているのと同等以上ということをチェックするわけですから、全国の法科大学院修了者の仮に序列をつけて並べたとしたら、最下位ぎりぎりに能力判定、卒業判定を受けた人と同等であるというのが予備試験の意味です。

○佐々木参事官 それは1つの考えだと思えるんですけども、あるべき法科大学院修了生という基準も1つ考えられると思います。

○福井主査 勿論あっていいですが、それだったら、法科大学院のあるべき基準を満たしていない人は卒業判定を受けていないという担保が法科大学院側にないと、予備試験を受ける人だけがそこを厳しく判定されて、法科大学院組みはその判定がいかげんなままでも本試験にたどり着けるというのは制度の趣旨ではないのです。

○佐々木参事官 ですから、1つこれは文科省との関係にもなるんですが、現行の74校、全校が全校きちっとした修了認定、単位認定をしているのかという問題もあると思われま。したがって、あるべき水準というのと、現実の下の方のレベルと、これをどちらの方が基準なのかというのについては、見解がいろいろあると思われま。

○福井主査 ですから、法科大学院の修了生が目指すべき水準が一定の水準に達しているべきであるということは、私どもは佐々木さんの言うことを否定するわけではありません。あるべき水準とは当然制度の創設時に想定されているわけですから、それは当然目指していただきたいのですが、この論点に限って言えば、あくまでも予備試験の方から見れば、予備試験を受ける人が不公平に扱われる、より厳しい試験のハードルを越えさせられるということは絶対に避けなければいけないということです。それが、予備試験を設けたときの大前提です。

この閣議決定は、言わばそれを単純に確認しただけのことでありまして、法科大学院の卒業判定が現に甘いのであれば、甘い基準の最低限をクリアした人と同等以上であれば予備試験を受けられるということでない、同等の言わばイコールフットイングの試験の資格を与えられたことにはならない。そこは絶対的に重要でありまして、論理的にそれ以外の解はないということを御理解いただけたと思います。

もし、法科大学院の方が本当に厳しい修了判定をして、あるべき水準に合っているのであればそれを基準にして予備試験の下限を決めればいいというだけです。予備試験の方は、あくまでも法科大学院の下限の修了者の能力に追随するだけでありまして、独自に予備試験が法科大学院の下限の修了者と違う基準を持って判定されることがあってはならないということは制度の大前提であるのは当たり前で、くれぐれも誤解のないように運用していただきたいのです。

○佐々木参事官 御会議の意見は確かに今はっきりとわかったのでございますが、そのところの基準があるべき水準なのか、最低、最下限のところの水準なのかということについては、若干意見を異にしておりますので、その辺についても、我々はもう少し考えさせていただきたいと思ひます。

○福井主査 これは解釈の問題ですから、もし御異論があるのであれば、私どもの考え方は、今、明確に述べたとおりですけれども、もしそうではないという解釈があるのであれば、文書で示していただけないか。私どもも文書で示してもよろしいですが、法科大学院修了者と同等の能力というのは、教養試験であろうが法律試験であろうが、まさに法科大学院を卒業した下限値と同等とい

う以外の意味にはあり得ない。そうではない意味でこの予備試験制度が設計されたとか、あるいはこの3か年計画をそういうふうには解釈できないという証拠があるのであれば、根拠を附して、解釈論として私どもが理解できる形で文書でお示しいただきたいと思います。

○佐々木参事官 その辺の解釈は最終的にこれを予備試験設計者として立てるのは司法試験委員会でありまして、そこがどう考えてくるのかというのを。

○福井主査 違います。解釈は、法務大臣と規制改革担当大臣、内閣総理大臣で決めることです。司法試験委員会で決めることではありません。ときどき責任所在のすり替えが、先ほどから見られるのですが、それはやめていただきたいのです。これは法務大臣と規制改革大臣で合意し、内閣総理大臣も了解した行政権の最高意思決定機関たる内閣の決定事項です。司法試験委員会に判断していただく問題ではございません。誤解のないように。これは大臣の決定事項です。司法試験委員会という諮問機関の決定事項ではございません。我々規制改革会議も諮問機関でございまして、その限りの意味では同格です。あくまでも大臣間で決められた行政権の、言わば最高責任者による決定事項です。解釈もそこで決めるべきことです。司法試験委員会が大臣の解釈を否定するなどということはあってはならないことです。この件については、現に今、法務大臣をされておられる保岡興治自民党司法制度調査会元会長・顧問が、予備試験の設計についても当初から規制改革に関する与党審査プロセスを通じて自民党で関わってこられたことです。この閣議決定の文言についても、現大臣が今私が述べた意味で合意された事項だと私自身直接見聞して理解しております。もし必要ならば大臣の前で判断していただきましょう。もし大臣の見解と違うことを法務大臣の配下の職員がおっしゃるといふことであれば、それ自体極めてゆゆしき問題だと思います。

○佐々木参事官 保岡大臣が大臣になる前に御決定されたことですか。

○福井主査 今は大臣ですけれども、大臣になられる前にこの閣議決定文言についても与党審査を受けているわけです。与党審査のプロセスに私どもも関わっております。直接保岡大臣から当時お聞きした文言と私が申し上げていることにはまったく矛盾がございません。

○佐々木参事官 その辺もう少し御確認させていただいて、我々としての対応も考えさせていただきたいと思います。

○福井主査 いずれにせよ、これは大臣が決めることであって、司法試験委員会が決めることではございません。ですから、大臣の意向、私どもで言えば、規制改革大臣の意向に合致した解釈どおりに行政を進めていただきたいと言うに尽きます。

与党決定のプロセスについては、私自身もコミットしておりますので自信を持って申し上げますが、この文言のポイントは、予備試験ルートと法科大学院ルートとの同等性でありまして、法科大学院の修了判定基準が動くことは当然あり得るでしょうが、動いたら動いたでその下限値に合わせて予備試験の下限を決めるというだけのことでございまして、それ以外に「同等」の論理的な解釈はあり得ない。違う独自の見解をお持ちであれば、大臣に御確認の上、文書でお出しいただきたい。

○佐々木参事官 そこも我々の方で考えさせていただきたいと思います。

○福井主査 それから、検察教材ですが、これは最終的にでき上がるものが、法科大学院で実際に一部、今、使われているとお聞きしているのですけれども、実際に使われているものと全く同一内

容として公開されると考えてよろしいですか。

○田代部付 全く同一ではない、例えばプライバシーの問題もありますので。

○福井主査 それは別ですけども、教材としての価値として過不足がなく、同じものになるという理解でよろしゅうございますか。

○田代部付 はい。

○福井主査 わかりました。それは、予備試験の受験者が受験勉強を始めるに当たって十分に勉強するいとまを持てるような早いタイミングで出していただけるのですね。

○田代部付 21年の早い段階です。

○福井主査 わかりました。よろしくをお願いします。

○阿部専門委員 ちょっと伺います。その教材は、先ほど2つぐらいとかと言われましたが、そうすると、公開されない教材も依然として使われ続けるのですか。

○田代部付 公開されない教材が法科大学院にあるんですかという質問ですか。

○阿部専門委員 はい。

○田代部付 それはあると思います。

○阿部専門委員 それは困ると思います。教材をすべて公開して、ほかの先生もほかの大学も、あるいは予備試験を受ける人が皆学べるとしないと、およそオープンではないと思うのです。

○田代部付 できる限り、今、法科大学院に渡している教材については、順次公開できるものについては検討していきたいと思っておりますけれども、ただ、実際に渡してみたものの使われていないものもありますので、そういうことを踏まえつつ、あと勿論、出版業者の意向もございますので、すべて公開できると現段階でお約束はできません。

○阿部専門委員 それは普通の法科大の先生だって、自分がつくった教材を全部出版できるわけではないけれども、法務省の検事さんが、権力で集めて、自分だけは持っているという教材を使ってその大学あるいはその先生が優位な地位に立つというのは不公平ではないかと思うので。

○福井主査 そうです。要するに、公権力主体ではない検察官以外の人は、どんな教材を使ってもそれは法科大学院の自主性ですから。もともとこの論点は、一種の公共財として検察庁内部にある情報が、たまたまその検察官教員が教師を勤める法科大学院でだけ提供されれば、それは不公平だということですからね。

○田代部付 以前、御説明したと思っておりますけれども、教材については、希望する法科大学院にすべてお渡ししています。

○福井主査 違います。特に予備試験のことを言っているのです。この問題は、予備試験を受ける人は法科大学院に在籍しない人たちですから、その人たちが不利になってはまずいということなのです。公共財的情報は、予備試験受験予備群にも完全にオープンに開かれていなければなりません。それがもともとの原点です。

出版社ルートとかというと、これはまた出版できるかどうかは商業ルートですから、市場性があるものでないと、非常にマイナーな事件を集めたりすると、恐らく市場性がなくて出版できないということが起こり得るのです。でも、それをもし検察官がどこかの法科大学院で使われているとい

うことであれば、そういう市場性がないものについては、最低限法務省のホームページで開示していただかないと、やはり予備試験の受験者との公平性は確保できないのです。

いずれにせよ、検察官が法科大学院のどこかで使われる可能性がある情報は、出版ルートを確認するか、出版ルートに乗らないようなものについては少なくともホームページで公開ということがやはり必須の要素です。実際に提供される情報へのアクセスの公平性に十分配慮いただきたいと思います。

○阿部専門委員 今、プライバシーと言われたけれども、法科大学院はプライバシーをそのままさらけ出して使っているのですか。

○田代部付 名前等は変えておりますけれども、例えば従来の古いものについては、写真等は勿論顔が見えないようにはしておりますが、そういう写真とかを使ったりしておりますので、そのまま、今の段階のまま公表するのは芳しくないと考えています。

○阿部専門委員 写真だって、だれかが特定できないようにして使っているのではないですか。だれか特定できる写真を教材に使うのですか。

○田代部付 そうではありませんけれども、例えば具体的に申しますと、昔の教材は対象者の顔の部分を塗りつぶすただけで使用しているものもあり、今の教材については、もうイラスト化してわからないようにするというような工夫をしていますので。

○福井主査 例えば被疑者の固有名詞はどうですか。

○田代部付 従来も勿論変えています。

○福井主査 判例集にあるときも固有名詞は変えるのですか。

○田代部付 判例集はA、B、Cとかになっています。

○福井主査 民事の判例集などは実名がそのまま載っていませんか。

○田代部付 判例集とかも匿名になっていると思います。

○佐々木参事官 今は判例雑誌では、花子さんとか太郎さんとかは変えています。

○福井主査 そうでしたか。昔の判例集だと、めったにないような実在する人の名前が載っていたような気がします。

○田代部付 そこは相当昔のときには、そうになっていたと思います。今はもう似たような名前の匿名、仮名に変えてしまっていると思います。

○福井主査 ただ、憲法上の裁判の公開義務がありますね。公開されている法廷に行って傍聴したら、傍聴人は固有名詞が全部わかるわけでしょう。それとの関係はどう整理するのですか。

○田代部付そこは、レベルはいろんな問題があると思うんです。例えば実際にあった事件でいろいろ名前を変えたりしている部分もあるんですけども、また、相手方の携帯電話番号が出てくる場合があるんですが、昔の例ですと、電話番号を若干変えたりはするんですけども、そのまま実在の番号を使ったりしている場合もあります。今は出すに当たっては、下4桁は×××にしたりしております。

○福井主査 それは、法廷でもそうですか。

○田代部付 法廷でというかどうかです。

○福井主査 法廷で実際にやりとりする場合でも。

○田代部付 実際にやりとりする場合に、携帯番号が出て、支障がある場合はわからないようにする工夫はしていると思います。

○阿部専門委員 それは、裁判で公開するか、あるいは判決で公開するかということ。当然公開するレベルが違うから、判決文にはちゃんとプライバシーが全部載っており、強姦の被害者の実名も載りますけれども、それをオープンするかは全然別ですし、判決文を取り寄せることはできるかと言ったらまたもう一つ別ですから。

○福井主査 判決文はどうでしょうか。判例集に搭載されない判決文というのは、一般国民やあるいは弁護士、法律研究者でも見れるのですか。

○田代部付 要件を満たせば、例えば関係者であれば閲覧などができます。

○福井主査 関係者というのは事件の関係者ですか。勉強とかあるいは別の訴訟事件のための参考にしたいという目的の閲覧、謄写はできるのですか。

○田代部付 それは、今、正確な要件は説明できませんけれども、要件があって保管年限とかもありますし、要件があって問題がある場合についてはできないような仕組みになっております。

○阿部専門委員 それは刑事確定訴訟記録法ですね。

○田代部付 そうです。事件関係者以外はもう少し要件が若干変わってくると思うんですけども、判決書きも同じような仕組みになっています。

○福井主査 そうすると、實際上、今の検察官教材は、なかなか一般国民であれば通常ルートでいくと入手が難しい判例も使っておられるということになるわけですか。あるいは判例ではないのですか。起訴状とかですか。

○田代部付 事件記録、実際の記録です。警察から送られてきた記録。

○福井主査 その事件記録は、被疑者とか被害者以外の人が閲覧請求する可能性はないのですか。常識的にはそういうのは見せないのでしょうか。

○田代部付 そうですね。確定記録ではないので、結局、裁判に出された記録は見られますけれども、裁判に出されていない記録、不提出記録というものも勿論ありますので。

○福井主査 この教材では、そこを検察官が使われているということですね。

○田代部付 そこも含めて出ているものはあります。

○福井主査 とすると、根っこの話に戻りますが、結局は予備試験を受ける人は、そういうものにアクセスする機会が全くなくて、法科大学院を受ける人は、検察庁や警察の内部情報にアクセスして勉強できるということになる。すると、勉強する上での対等性が損なわれるのではないかということが、この問題意識の根源なのです。逆に言えば、一般国民に公開されていれば、別に予備試験受験者だけのことを考える必要はないのですが、法曹養成試験として先ほどからも激論になっているように、あくまでもこれは、予備試験から行っても、ロースクールから行っても、全く武器対等なのだということを、閣議決定どおりにあらゆる領域で確保していただきたいのです。

その一環として、予備試験の人が見れないものを法科大学院の人がたまたま見れているということは絶対避けていただきたい。一般国民が見れているものは、当然予備試験の人も見れているわけ

ですから、それならばいいんですが、一般国民が見られないようなものは、必ず法科大学院に在籍している人と対等の情報提供を受けられることになっていないとまずいのです。

○田代部付 具体的に言いますと、例えば警察から送られた記録にどんな書類があるのかということになってくると思うんですけども、それがわかるように、今から順次公表していきたいとおもっておりますので。

○福井主査 そうですね。運用上、特に注意していただかないといけないのは、現場の検察官教員が、たまたま自分が手がけた秘蔵の資料みたいなものを学生に役に立つだろうから自分の教える法科大学院で教えるということがあり得ると思うのです。法務省なり検察庁でコントロールされていなくて、事実上手元にあるようなものを使うのもまずいのです。別に教材に使われてもいいのだけれども、そういう秘蔵教材をもし一旦使うことがわかったら、それは報告義務を担当教員に課していただいて、使った以上は必ず予備試験の潜在的受験者もそれを目にすることができるようにアクセスを保障していただかないと困る。そうでないと、たまたま有利不利が起きるということも絶対困るというのが大前提です。

逆に言えば、そういう面倒を避けるのであれば、この範囲以外の、言わば事件記録などの公開資料以外のものは使うなどと言って、言わば武器対等の最大限の制約をかけていただいて、この範囲でしか法科大学院にせよ予備試験受験生にせよ見れないという、言わば上限をはっきりと明確に画していただいた方がいいかもしれない。それはお任せしますけれども、とにかく対等でさえあればいいので、厳格に対処いただきたいのです。

○田代部付 そこは、どういう教育をするか自体については、法総研の方で決められることでも、勿論、ありませんので、法総研としてはあくまでも教材を提供して、法科大学院教育に協力しているだけです。

○福井主査 教育上使う教材だけのことでしょう。

○田代部付 はい。

○福井主査 情報として出た以上はすべて対等にさせていただきたいのです。オープンにさせていただきたい。出ないならば出ないでもいいのですけれども、要するにどこかの法科大学院だけで出た情報には、予備試験の潜在的受験者はアクセスしようがないなどということは、一項目たりともないようにしていただかないと、この趣旨に合わないのです。

○阿部専門委員 そういう起訴にならない事件の記録も教材に使っているのですか。結局起訴されなかった事件で検察官だけが持っているもの。起訴されなければとりあえず原則は非公開だから。

○田代部付 そうですね。ただ、今、正確に起訴されてない事件について教材をつくったかどうかは把握しておりませんが、おおむね多分起訴した事件だと思います。公判のことを考えて、教材は作成しておりますので。

○阿部専門委員 それならば、今、犯罪被害者はその事件については閲覧請求権どころか謄写請求権を有するからその限りでは公開されているわけです。そうすると、その教材はプライバシー部分を除いてちゃんとだれの目にも触れるようにすることはできるし、しなければいけないよね。

○田代部付 その被害者保護の観点と同一に考えることは困難だと思いますが。

- 阿部専門委員 オープンになっているものだから（刑訴法53条）。
- 田代部付 被害者は被害者の保護の観点です。
- 阿部専門委員 それはそうですけれども、もう多くの人を知り得る状態だから、プライバシーを除けばいいと言ったら、そういう判決があったら、プライバシーを除いたら謄写はともかくとして閲覧請求権はみんなあるから、閲覧はできるもの。
- 福井主査 被害者はということですか。
- 阿部専門委員 いや、被害者も関係ない（刑訴法53条）。
- 福井主査 一般的にということですか。
- 田代部付 一般的に広く閲覧、謄写できるわけではないと思います。あくまでも被害者保護の観点で広げただけでありまして、一般人に対して広く閲覧等を認めているわけではないんです。
- 阿部専門委員 刑事確定訴訟記録法でね。
- 田代部付 それは、あくまでも厳格な要件があるわけで。
- 阿部専門委員 その辺に勝手に人のプライバシーを暴露するようなことで宣伝するために使うことはできないけれども、必要だと見ることができるから、法科大学院の教員で、頼めば見せてもらえるはずでしょう。
- 福井主査 後でどういう場合にだれなら見れるという基準を整理して教えていただけますか。我々の関心事はシンプルです。要するに、どこかの法科大学院で検察庁から出た情報を持っている情報で勉強できる人がいるとしたら、そのあらゆる情報について一旦法科大学院の教材に使うこととなる以上は、それを完全に公共財にして予備試験受験者でも見れるようにしていただかないといけない。そのバランスさえ取っていただければ結構です。被害者かどうかというのは、必ずしも違って、あくまでも予備試験受験者の対等性ということが根源的関心事ですので、その確保をお願いします。
- 阿部専門委員 もともと検察官派遣というのは制度ができたときに、私は問題だと思ったのは、検察官が自分の能力だけではなくて、秘蔵の資料を持っているということで大学教授になれるというのが不合理だということです。だから、その教材はオープンにして実力で教授になれるようにしなければいけないと思ったのです。
- 福井主査 では、よろしく願いいたします。できるだけ早くやっていただくということですね。鈴木参考人、何かありますか。
- 鈴木参考人 特にありません。
- 福井主査 そうですか。
- 阿部専門委員 こちらの議題にしていなくてもいいのだけれども、司法試験の結果の公表の仕方について聞いてよろしいですか。
- 福井主査 どうぞ。
- 阿部専門委員 この司法試験の合格、不合格の統計についてもっと精緻なものがあれば、この法科大学あるいは司法試験の在り方についてより検討することができると思うのだけれども、例えば各大学の入学者数、受験の有資格者数とか、受験回数別、年齢別といった統計が欲しいのです。も

ともと7～8割合格させるとかと言っていたのは一体何を基準とするかだけれども、私個人の感想では、こんなにたくさん大学ができたのに、7～8割というのは無理ではないかというかもしれないけれども、少なくとも優秀な成績で法科大学に入ってしっかり勉強した人の7～8割は受からなければおかしくて、それを3回やってやっと受かるか、7～8割かというのではなくて、むしろそういう優秀な人だったら、1回目で7～8割行ってほしいと思ったものだから。この統計だと受け控えがたくさんいるから、普通にいて法科大学院を修了できた、受験の有資格者になった、それを分母にして7～8割とか考えてみたいという気もするものだから、人によっていろいろ考え方があっても、そのデータがちゃんとあるといいと思います。

あと年齢は、別に若くなくても50から法科大へ行ってもいいのだけれども、でも一応統計はとっている。特に受験回数別というか、少なくとも入学した後何年かかって合格する、それがこんなにかかっていいのかという議論もしたいものだから、その辺のデータはもっと丁寧なものはないですか。

○佐々木参事官 今、阿部専門委員の方から御指摘賜りました司法試験の本当の合格率とかそういうものを調査するときには、個々の法科大学院に何人の人が未修既修、何人ずつが合格して法科大学院に入学したかという数値と、その未修既修の何人が修了認定を得て法務博士、受験資格を得たかというデータがないと、受け控えだとかいろいろなことで不正確なデータしか取れないことになっております。

この辺につきましては、公表されたデータ、これは法務省が持っているものではございませんのですが、ないためにきちっとしたデータが取れないという状況になっております。

○阿部専門委員 権力では要求できないのだろうけれども、協力を求めてデータを取るということは無理ですか。受け控えさせて合格率を高めるといふ、よくあるやり方はインチキだし。

○福井主査 その実態がわからないと、法科大学院制度とか法曹養成制度自体の設計が本来できないですね。それは、お願いしますと言って、さっと出してくれるような性質のものではないのですか。出してと頼んだら抵抗されるのですか。

○阿部専門委員 出せないところは、怪しいのではないかというので。

○福井主査 出せないということは、怪しいに決まっているのではないですか。自信を持って公明正大にやっている法科大学院が出せないはずがないではないですか。

○阿部専門委員 出してと求めて、こちらからは情報提供がなかったら、その旨書けばよい

○福井主査 それは、公表しても別に一定の意味はありますね。それぐらいのことはされたらどうですか。

○阿部専門委員 ないのだけれども、出してと言うか、要望して、出された大学については、この統計に更に付け加えて出します。出されていない大学については、残念ながら出せませんというだけのことを言えば、載せられないのは恥ずかしいのだなど。

○福井主査 それこそ先ほどの議論にもありますけれども、法科大学院を修了しているということは、国家試験の受験資格を与えているわけですから、一定の品質基準をクリアしているという一種の国家認証のはずですね。

そうであれば、まさにおっしゃったように、水増ししていないかとか、変な数字操作をしていないかどうかというのは認証に値する、言わば品質基準の組織的な最低限の前提のはずです。それを明らかにできないようなところを卒業した人に受験資格を与えたら、本来、国家としてよろしくないのでありまして、そういういいかげんな法科大学院を出てくるような受験生からは受験資格を剥奪しないといけないのではないですか。

○佐々木参事官 また御説明の続き、もう一点、御説明させていただきたいんですが、法科大学院別に累計でどのくらい受かっているかということは、今年から発表させていただいております。

○福井主査 累計というのは何の累計ですか。

○佐々木参事官 例えば平成 18 年度に初めて法科大学院を修了した人が、法科大学院別に 3 か年を経てどれくらい合格したかです。しかし、これは全体の修了者数だけしかわからないので、修了者比の合格率は出ていないのですが。

○福井主査 ある法科大学院ごとの母集団で見てですか。

○佐々木参事官 修了者数については、全体です。74 校、そこで、18 年度に修了したのが、我々が接した公表資料はそうです。

○福井主査 でも、個別ではわかっているわけでしょう。どの法科大学院の人かという印は付けられますね。

○佐々木参事官 我々が公表したデータは受験者が基礎になっています。

○福井主査 在庫一掃率の高い法科大学院というのはわかるわけでしょう。

○佐々木参事官 その在庫の総量がわからないんです。74 校足し上げていくと何人修了させたという数字はわかるんですが、それぞれの法科大学院が何人修了させたかはわからないんです。

○福井主査 でも、受験者はどこの法科大学院を修了したか願書に書くでしょう。それをモニターさせればわかるではないですか。

○佐々木参事官 ただ、受け控えをしていると数値がとらえられなくなるわけでありまして。

○福井主査 だから先ほどのような問題になるのですね。

○佐々木参事官 大まかな数値で御報告させていただきますと、平成 17 年度の修了者全体が既修だけなんですけれども、2,176 名であります。そのうちの 18 年の司法試験に合格したものが 1,009 名。19 年に 396 名、20 年に 99 名、合わせて 1,504 名合格してございます。そうすると、修了した人が全員司法試験を目指しているわけではないんですが、2,176 名のうち 1,504 名までもう累積ではいつているということです。

この累積具合、何人修了したかはわからないんですが、その受験者を基礎にしたものは今年からは法務省で発表させていただいております。

○阿部専門委員 でもバッテリー三振、アウトになった人数はわかるのでしょうか。

○山口課付 その人数は、人によっては旧試験もカウントされますので、つまり初年度である 18 年度から既に 3 回のカウントとなり、受験資格を失う人というのは出てきているわけなんですけれども、今年受験資格を失ったという人は 241 名。今の 241 の内数になりますけれども、新試験だけを 3 回受けて受験資格を使い切ったという人は 172 名おります。

○阿部専門委員 それでは、残りの多分二百何名かがまだ受け控えしてもう一回ぐらい権利が残っているという人はどれぐらいですか。

○山口課付 18年、19年にも受験資格を失っている人がいますので、実際にどのぐらいあと受験有資格者がいて、かつその人たちが受ける意思がまだあるのかどうかということはなかなかわからないところがあります。

○阿部専門委員 受ける意思はともかくとして、バッター三振、アウトにならないでまだ権利が残っている人はどのぐらいいるのか。とにかく合格率はどのぐらいかで、最初だと既修者は2,000人ぐらい、1,500人は受かって、二百何人が失権して、もう少し受け控えがいると言ったら、8割ぐらい合格といったらめっちゃくちゃやさしくなったという気が私個人の感想ではするけれども、そういう統計がちゃんと欲しいということ。

○佐々木参事官 7～8割というところは、18年度修了者についてはほぼその域に達していることになります。

今、3か年でなく初めから、とスピードが必要という御指摘がされたんですが、そのスピードを高めるかどうかということで、我々も懸念しておりますのが、1科目でも論文で一定点を割った者は、総合評価から除外となっているんですが、その数が徐々に増えてきているということです。そこでそのスピードを上げるとますます質の話が顕現化してしまうという悩ましい問題も抱えているということに合わせて。

○福井主査 今回の3回落ちて一旦失権した人は、また法科大学院に行くのと復権するのですか。

○佐々木参事官 法科大学院に行くか、予備試験を通るか。

○福井主査 5年のうちに3回受けるとアウトになるのですか。

○佐々木参事官 アウトです。

○福井主査 5年につき3回ですか。

○佐々木参事官 5年につき3回です。

○福井主査 ということは、例えば今年から3年連続して受け続けた人は、5年経つまでは受けられないわけですか。

○山口課付 そういうことです。

○福井主査 6年目以降を受けようとする、それまでに法科大学院を修了するか予備試験を通過しないといけないということですか。

○山口課付 そういうことです。

○福井主査 その点でも予備試験と法科大学院は対等なわけですね。

○佐々木参事官 そこも対等でございます。全く同じことになります。

○福井主査 もしそういう人がいたとして、もう一回法科大学院に行くという人は想定できますか。また高い授業料を払わないといけないわけでしょう。そういう人はいますか。聞いたことはありますか。

○佐々木参事官 聞いております。

○福井主査 もう一回行く人はいるのですか。

- 佐々木参事官 もう一回行くということを言っているという話を漏れ聞いております。
- 福井主査 前と違う法科大学院に行くのですか。
- 佐々木参事官 同じところに行きたいという人もいるらしいです。
- 福井主査 それは、何か意味があるのですか。
- 阿部専門委員 福井さん、逆に言われているのは、2流、3流法科大学院は、いい受験生がいない、三振した人でもすれすれ三振もあるから、あと既修で。
- 福井主査 もう一押しで通りそうかどうかですか。
- 阿部専門委員 あと2年既修で磨けば合格する可能性が結構あるから、案外いいタマではないかと。
- 福井主査 特待生か何かで集めてしまう。
- 阿部専門委員 受験生の方は、もう今更社会に出る道もほとんどないから。
- 福井主査 捨てるものもないし。
- 阿部専門委員 このまままた玉砕かもしれないけれども、突っ込もうと、だから、法科大学院出て5年のうち3回受けられると言うけれども、3年で3回使い切って、すぐ別の法科大学行って既修2年やったら、また6年目から受けられるでしょう。
- 佐々木参事官 そういうことになります。
- 阿部専門委員 でしたら、受け控えて5年の最後にもう一回3回目に受けるのではなくて、3年でさっさと受験の権利を使い切ってしまうと、次の法科大へ行くというのでも、その方が受験チャンスは多いですね。
- 福井主査 でも、予備試験の方が金も時間も楽ではないですか。要するに法科大学院でも予備試験でもいいのだったら、1回法科大学院出た人は、もう一回法科大学院に行っても、まして同じ法科大学院では同じことしか習わないわけだから、予備試験の方がその人にとってみればリーズナブルではないですか。
- 佐々木参事官 恐らく履歴書に空白が空くか空かないか。
- 福井主査 そういう問題ですか。弁護士事務所に就職する時に支障があると。
- 佐々木参事官 今更履歴書という問題でもないかもしれないですが。
- 阿部専門委員 再度法科大学院に行くというのは十分あり得るのです。法科大学院の生き残りにはそういうお客さんを集めるということだから。
- それで先ほど、最低合格ラインというか、欠点をつくっているのでしょうか。あれでほかは非常によくてもどれか欠点があるとアウトなのですね。だから、欠点を食らったけれども、本当は点数を合計してみたら最低合格ラインより大分上だというような人はいないのですか。
- 福井主査 それは選択科目で大失敗しても同じことになるのですか。
- 佐々木参事官 同じことになります。
- 福井主査 何か1科目で大失敗があると、もう総合点は見てもらえない。
- 佐々木参事官 はい。
- 阿部専門委員 司法試験が難しいから合格した人は優秀だと言われるけれども、もともと嘘だと

思っていたのです。なぜと言ったら、7科目、毎年1科目外れる。2問のうち1問変な問題が出て、そこでうまく書けなかった。今年はその科目をやった、今度は別の科目でと言って、それで受からないので、本当に全体として優秀だという人はいっぱいいたんです。そんな欠点などはやめてほしい。よくできる答案にぐっといい点数をつけるならば、どこかで1問外したって合格できると思います。1問外れたって合格できるような試験にした方がいいのではないかと思ったのです。

○福井主査 難問珍問で運が悪かった人で、1科目でアウトになる人も中にはいませんか。

○阿部専門委員 行政法で公共組合を出したから行政の受験生はがさっと減ったということがあって。

○福井主査 それは出題者が悪い。

○阿部専門委員 そんな出題者がその後出世している。だから、私は出題者を試験しろと言っているんだけど、出題者の評価というのはやっていないでしょう。出題者をきちんと評価する。出題者に受験時間内にちゃんと自分が答案を書けるかどうかという試験をやらせればいいと言っているわけです。司法試験委員も勿論、そんなことはやっていないでしょう。勿論、法科大の教員も全員試験の日は缶詰にして学生よりも早く、せめて自分の科目だけでもいい答案を書けるのではないと法科大学院の教員の資格はないと決めてほしいと思っているわけです。そんなことを規制しなくても我が大学はよい答案を書ける先生を雇っていますと宣伝すればよいと言っているのだけでも、欠点制度をやめて、むしろよい答案にたくさん加点するとすれば、優秀な人は早く受かる。

こんなたくさんの科目が全部必要なのか疑問です。あなただってこんな7科目も、今、仕事していないでしょう。同時に仕事するわけないんだから、だれもそんな実務家はいないわけです。裁判官などは刑事と民事は分かれてしまうし、弁護士さんも仕事が分かれているから、基礎的なことはともかくとして、こんなたくさんの科目を一遍にやる必要はない。大体先生は1科目しか教えていないので、学生に7科目をわかるようにさせるというのは当然無理だから、欠点があってもいいし、基本的なことだけ試験に出す、ちょっとやさしくするというふうな観点からチェックしているだろうか。

○佐々木参事官 印象でしか言えないんですが、いわゆる足切りに引っかかるという場合は、本当になぜ法科大学院を出てきたんだろうというレベルではないでしょうか。

○阿部専門委員 違う、その科目だけを見るとそうだけれども、たまたま変な問題が出たか、運が悪かったか。

○佐々木参事官 そういう問題ではないと御理解いただけるとありがたいんです。

○阿部専門委員 出題者はそう思うけれども、受験生としてはたくさんの科目を一辺にやるのだから、どこか手薄だとか、どこか勘違いするところはあるわけです。

○佐々木参事官 手薄、勘違いの問題ではないと思います。

○阿部専門委員 それほどひどいのですか。だって、ほかの項目がよくできているのならばだけれども、この科目はできないというのは、その出題問題が悪いか運が悪かったと考えるべきです。話が違っても、大学で必修科目があると、全科目優でも1科目でも必修科目不可だったら卒業できないわけです。先生はみんな私の科目はこんなにできないからしようがないのだと言われてとん

でもないので、逆に全科目できるのにこの科目ができなかったら、この科目の試験がおかしいのだと考えるべきだと思う。だから、私は、必修科目は憲法違反という説です。

○佐々木参事官 不可とるのは結構難しいんですけどもね。

○福井主査 そういう事実が総合評価の言わば人的能力を判定する徴表になっているというのは問題かもしれないのです。今、阿部専門委員が申し上げているのは、いるのかいないのかわからないけれども、仮にある科目が落第しているのだけれども、ほかの科目がひよっとしたら群を抜いていい、合計点ならば悠々通っているというような人だとすると、ほかの6科目も7科目もあるうちの大方がいいのだったら、結構優秀かもしれない。それを特定の問題傾向のある1科目の大失敗のために落としてしまうのでは人材のロスかもしれない。そういうことは起こり得ませんかという趣旨です。そうかもしれないという気が私もするのです。

○山口課付 ただ、実際には科目と申しましても、公法系ですと第1問、第2問とあります。例えば第1問だけで25%未満という基準ではなくて、第1問、第2問総合した結果ということになっています。かつそれはそれぞれ複数の考査委員が採点しますので、1人の評価だけではないということは少なくとも言えます。

○福井主査 採点の方法の問題ではないでしょう。先ほどの例に出た公共組合などは、行政法の論点の中でも瑣末中の瑣末のチャンピオンです。かつて確かにそういう問題が出て行政法業界で話題になったことはありますけれども、そんな問題が出された日には、多くの受験生にとって大失敗は必須です。幾ら採点をフェアにやってももらったって、そんなものが大事だとは実務家だって学生だってだれも思いませんから、勉強なんかしていなかった人はいっぱいいたでしょう。

○佐々木参事官 司法試験の問題について、今は法科大学院も弁護士会も、おおむね大学の授業を踏まえた良好なものであるという評定をいただいているという前提で、難問珍問の類は。

○福井主査 なくなったと。

○阿部専門委員 大分楽だというか、その評価は外部評価みたいな形で別にやっているのですか。

○佐々木参事官 公法系であれば、それで4人の考査員が一致しない限りはそんな珍しい点数が取れるはずがない。

○福井主査 今は1科目何かあると、ほかの科目の採点も中止するのですか。ある失敗をした人は、ほかの科目ではもう物理的に点数は出ないような仕組みになっているのですか。

○山口課付 いえ、違います。

○阿部専門委員 同時進行でやっているからそんなことはないでしょう。

○福井主査 ということは、どこかで1科目落第が判明した時点でほかは全部中止するのだったら労力の儉約になるけれども、労力の儉約にはならないわけですか。

○山口課付 そういうことになります。

○福井主査 ということは、逆に言えば、追跡調査をやりやすいわけです。1回調べてみていただけませんか。過去のわかりやすい年次などで1科目アウトになった人の合計点を足し合わせてみたら、ほとんど落第点だったというのならば逆に言えば安心ではないですか。そうではなくて、1人とか2人ならばともかく、結構何人もあるいは十何人もが、ほかの科目はとびきりよくできていた

としたら、実はその落とし方には問題があるかもしれないわけです。そこは検証していただく価値があると思います。

○阿部専門委員　そういう話。今年は2,000人ぐらい合格する中で、実はある科目欠点になったものが1,500番だとかそういうことがあるかということ。それはどのぐらい落ちるかということ。

○佐々木参事官　ただ、民事系は得意だけれども、刑事系はからっきしわからないという人もいたり。

○阿部専門委員　私はそれでいいのです。

○福井主査　民事だけ弁護士になってやればいい。刑事はわかりません、やりません、という弁護士は現にいっぱいいるではないですか。

○阿部専門委員　そんなのはいいです。検事になるのならば刑事法はわからないといけない。裁判官の中で刑事畑へ行くならばそうだけれども、あとは何も知らなくてよい。私は弁護士もやっているけれども、刑事は何にも知らなくてもちゃんとやっています。阿部は弁護士ちゃんとできないと思うかもしれないけれども、大丈夫だと思う。

○福井主査　それをお調べいただくのも課題として受けとめていただけますか。そんなに難しくないうような気がする。

○佐々木参事官　最低ラインは満点の25%ですので、満点の25%を取れない方を法曹として受け入れることはできるかというのは、恐らく御会議とこちら側として考えが相違している可能性はあると思います。

○福井主査　例えば民法とか憲法ならばどうかというのはあるけれども、環境法とか国際公法で25点たまたま取れなくても、何ほどのものだろうという気が直感的にはします。環境法で25点取る必要が何でありますかという議論だってあり得るわけです。

○佐々木参事官　それは選択科目で、そういう素養を持った人を育てようというときに、そのオプションが全くやっていないということは。

○福井主査　ですから、議論が無駄になるといけないので、やはり実際には総合点で物すごく点数を取っていたという人がいるかどうかは、お調べいただけませんか。その上でまた議論した方が生産的だと思いますので。

○阿部専門委員　あと、25%というのは科目の中で100人中どのぐらいの順番ですか。採点のときに見ればわかるのだけれども、100点満点で25点しか取れないというのはどのぐらいの順番なんですか。

○山口課付　例えば今年で言いますと、採点対象になった人というのは受験者6,261人のうち4,654人いました。4,654人のうち、1科目でも最低ラインを取った人というのは238人いたという状況でございます。

○福井主査　下5%ということですね。

○山口課付　今年の結果では大体そのぐらいの割合です。

○福井主査　それは、また、もし何か傾向がわかれば統計を取るということにしましょう。鈴木参考人、よろしいですか。

○鈴木参考人 私はいいです。

○福井主査 それでは、長時間ありがとうございました。では、今、話題に出ましたことはいずれも貴重な論点ですので、今後大至急さまざまな課題を詰めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○佐々木参事官 可能な限り御協力させていただきたいと思います。

○福井主査 現行科目のアンケートなどは早目にやってくださいね。法科大学院に聞くとか、事件はどこまでわかるかという課題はあるけれども、一定程度の体系性の調査とかは定性的にできるはずですので。

○佐々木参事官 その辺も司法試験委員会のおしりをたたくのと。

○福井主査 勿論、実施は司法試験委員会がやっていただいているだけでも、法務大臣の下にそれなりの体制を設けてやらないと、ある程度人海戦術でやらないと、こういう事項はよくわからないでしょう。

ありがとうございました。

(以 上)